

給与から保険料を控除する場合は、折半した額の端数が50銭以下の場合は切り捨て、
50銭を超える場合は切り上げして被保険者より控除します。(被保険者ごとに端数処理)

	標準報酬月額 (または標準賞 与額)	健康保険料		介護保険料		子ども子育て支援金			
		事業主・被保険 者折半額	合計	事業主・被保険 者折半額	合計	事業主・被保険 者折半額	被保険者 負担額	合計	事業主負担分
A	98,000	4,606.00	9,212.00	833.00	1,666.00	112.70	113	225.40	
B	104,000	4,888.00	9,776.00	884.00	1,768.00	119.60	120	239.20	
C	110,000	5,170.00	10,340.00	935.00	1,870.00	126.50	126	253.00	
D	118,000	5,546.00	11,092.00	1,003.00	2,006.00	135.70	136	271.40	
E	126,000	5,922.00	11,844.00	1,071.00	2,142.00	144.90	145	289.80	
合計	556,000	26,132.00	52,264.00	4,726.00	9,452.00	639.40	639	1,278.80	640
TJKからの 納入告知額			52,264		9,452			1,279	

合計金額から端数処理を行います。

端数処理の関係で、必ずしも半額にはならず、
納入告知額から被保険者負担合計額を差し引いた金額となります。

$$1,279 - 639 = 640 \cdots \text{事業主負担分}$$